100810.090	2 その他のもの	9.0%	B6
1008.50	キヌア（ケノポディウム・クイノア）		
100850.200	2 その他のもの	3.0%	EIF
1008.60	ライ小麦		
	2 その他のもの		
100860.210	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
1008.90	その他の穀物		
100890.090	2 その他のもの	3.0%	EIF
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
110220.000	とうもろこし粉	21.3%	B8
1102.90	その他のもの		
	4 その他のもの		
110290.410	－ ライ麦粉	15.0%	B6
110290.490	－ その他のもの	21.3%	B6
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
110313.000	とうもろこしのもの	21.3%	B8
1103.19	その他の穀物のもの		
110319.400	3 オートのもの	12.0%	B6
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
110412.000	オートのもの	12.0%	B6

	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
110422.000	オートのもの	12.0%	B11
1104.23	とうもろこしのもの		
110423.090	2 その他のもの	18.0%	B6
1104.29	その他の穀物のもの		
	4 その他のもの		
110429.310	－ そばのもの	17.0%	B6
110429.390	－ その他のもの	17.0%	EIF
11.05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		
110510.000	粉及びミール	20.0%	B11
110520.000	フレーク、粒及びペレット	20.0%	B6
11.06	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール		
110610.000	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）のもの	13.6%	B11
1106.20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）のもの		
110620.200	－ その他のもの	21.3%	B6
1106.30	第 8 類の物品のもの		
110630.200	－ その他のもの	15.0%	B6
11.07	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		
1107.10	煎ってないもの		
	－ その他のもの		
110710.029	－－ その他のもの	1kg につき 21.30 円	TRQ-JP3
1107.20	煎ったもの		
110720.020	－ その他のもの	1kg につき 21.30 円	TRQ-JP4
11.08	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		
	－ この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第 1108.13 号に掲げるばれいしょでん粉、第 1108.14 号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第 1108.19 号に掲げるその他のでん粉、第 1108.20 号に掲げるイヌリン、第 1901.20 号の 1 の(2)の D の(b)に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第 1901.90 号の 1 の(2)の D の(b)に掲げる調製食料品について、157,000 トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第 19.01 項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		
110812.020	－－ その他のもの	25.0%	JPR13
	－ その他のもの		
110812.091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入されるもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP8